

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付制度要綱

制定 令和3年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度要綱に基づき交付する報償金（以下「報償金」という。）について、必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 報償金の交付対象団体は、熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度要綱により協定を締結した団体のうち、地域住民による団体等の非営利団体（以下「美化団体」という。）とする。

(対象区域)

第3条 報償金の交付対象区域は、熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度により協定を締結した区域とする。但し、多面的機能支払交付金等の他制度へ申請している区域は除外する。

(対象美化活動及び報償金額)

第4条 報償金の交付対象とする美化活動及び報償金額は、次に定めるものとする。

活動内容	報償金額		
	除 草	(基本額)	延面積300m ² まで
(加算額)		延面積100m ² を超える毎に	5,000円
		構造物際除草1mにつき	50円
		集水桝内除草1箇所につき	100円
低木剪定	(基本額)	延面積100m ² まで	10,000円
	(加算額)	延面積100m ² を超える毎に	10,000円

- 1 団体当りの報償金交付上限額は、年額300,000円とする。
- 3 報償金の対象となる除草等の活動上限回数は、熊本市道路除草等基本計画に定める重点対策道路3回、その他の道路2回とする。

(活動計画)

第5条 美化団体の代表者は、美化活動前までに「熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付に係る活動計画書」（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

(活動報告)

第6条 美化団体の代表者は、「熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付申請書兼請求書」(様式第2号)及び熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度要綱に定める熊本市道路ふれあい美化ボランティア活動報告書を、当該年度の活動終了後30日以内に市長に提出するものとする。

(報償金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、「熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付決定通知書」(様式第3号)により通知後、第3条に規定する報償金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し又は変更)

第8条 市長は、美化団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、「熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付決定変更通知書」(様式第4号)により報償金の交付決定を変更することができる。この場合において、既に交付した報償金があるときは、「熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金返還請求書」(様式第5号)によりその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

熊本市長 (宛)

(申請者)

団 体 名

代表者名

印

住 所

連 絡 先

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付に係る活動計画書

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付に係る美化活動計画について、下記のとおり提出します。

記

番号	活動計画内容	予定数量 (面積・延長等)	予定回数	備 考
1	除 草	m2	回	(予定)延長 m (予定)幅 m
	(構造物際除草)	m	回	
	(集水柵内除草)	箇所	回	
	低木剪定	m2	回	(予定)延長 m (予定)幅 m

様式第1号(その2)

※活動する路線が多い場合に使用

番号	活動計画内容	予定数量 (面積・延長等)	予定回数	備 考
2	除 草	m2	回	(予定)延長 m (予定)幅 m
	(構造物際除草)	m	回	
	(集水桝内除草)	箇所	回	
	低木剪定	m2	回	(予定)延長 m (予定)幅 m
3	除 草	m2	回	(予定)延長 m (予定)幅 m
	(構造物際除草)	m	回	
	(集水桝内除草)	箇所	回	
	低木剪定	m2	回	(予定)延長 m (予定)幅 m

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

熊本市長 (宛)

(申請者)

団体名

代表者名

⑩

住 所

連絡先

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付申請書兼請求書

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金について、下記のとおり交付申請及び請求します。

記

1. 交付申請額	円		
2. 交付先口座	銀行	本店	
	信用金庫	支店	
	農協	出張所	
	普通預金 当座預金	口座番号	
	フリナガ 口座名義		

様式第2号(その2)

活動実績及び交付申請額内訳

番号	活動内容	実施数量 (面積・延長等)	実施回数	備 考
1	除 草	m2	回	延長 m 幅 m
	(構造物際除草)	m	回	
	(集水桝内除草)	箇所	回	
	低木剪定	m2	回	延長 m 幅 m
2	除 草	m2	回	延長 m 幅 m
	(構造物際除草)	m	回	
	(集水桝内除草)	箇所	回	
	低木剪定	m2	回	延長 m 幅 m
計	除 草	m2	基本額	15,000 円
			加算額	円
	(構造物際除草)	m	加算額	円
	(集水桝内除草)	箇所	加算額	円
	低木剪定	m2	基本額	10,000 円
			加算額	円
	交付申請額計			

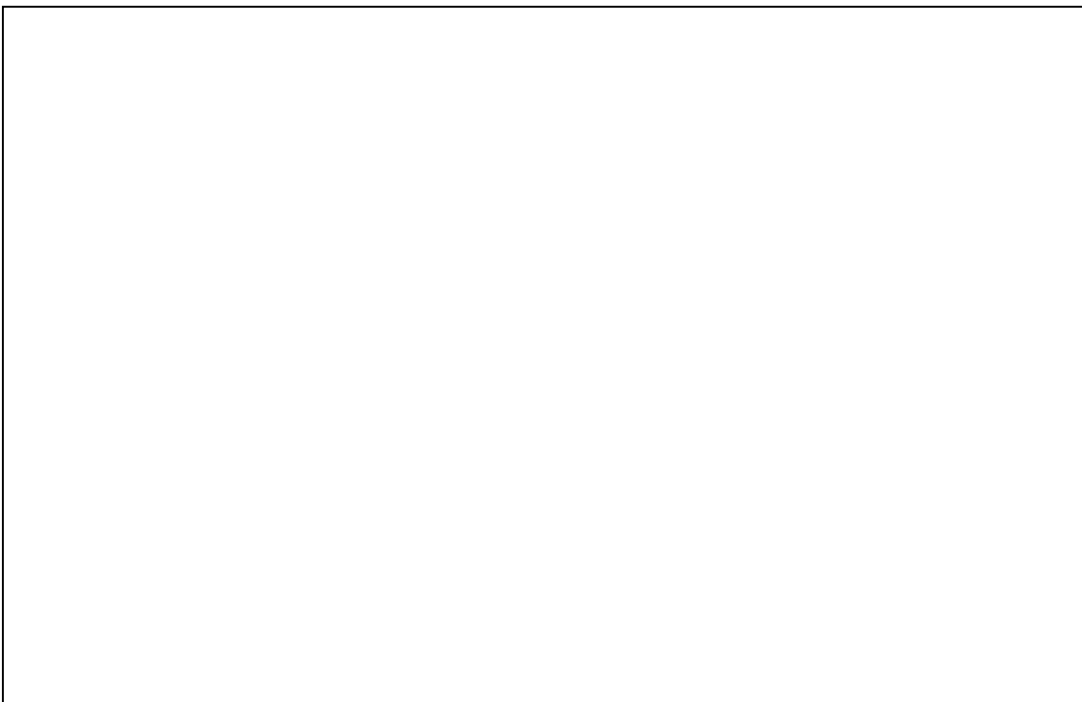
様式第2号(その3)

美化活動写真帳

美化活動前、美化活動中



美化活動後（活動日： 月 日）



※美化活動前若しくは美化活動中、美化活動後の写真を添付してください。

※撮影箇所は活動区間毎に1箇所程度とし、活動日、活動内容毎に作成してください。

様式第3号(第7条関係)

発 第 号
年 月 日

美化団体名

代 表 者 様

熊本市長 ⑩
(区土木センター 課扱い)

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました報償金について、下記のとおり交付します。

記

1. 交付決定額	円	
2. 交付額内訳	除 草	円
	低木剪定	円
3. 交 付 先	報償金交付申請書兼請求書に記載の交付先口座	

連絡先

区土木センター 課

担 当 者 :

電話番号 :

様式第4号(第8条関係)

発 第 号
年 月 日

美化団体名

代 表 者 様

熊本市長 ⑩
(区土木センター 課扱い)

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のありました報償金について、下記のとおり交付決定を変更いたします。

記

1. 変更後交付決定額	円	
2. 変更後交付額内訳	除 草	円
	低木剪定	円
3. 変更の理由		

連絡先

区土木センター 課

担 当 者 :

電話番号 :

第5号様式(第8条関係)

発 第 号
年 月 日

美化団体名

代 表 者 様

熊本市長 ⑩
(区土木センター総務課扱い)

熊本市道路ふれあい美化ボランティア報償金返還請求書

年 月 日に交付し、年 月 日付で交付決定変更いたしました報償金について、下記のとおり返還請求します。

記

1. 返還請求金額 円
2. 納付方法 別紙納付書により指定金融機関等にて納付

連絡先

区土木センター 課

担 当 者 :

電話番号 :